

公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する基本的な事項

- 基本理念・・・教育基本法その他の関係法令等の理念及び趣旨を十分に踏まえること、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などといった次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図ること等
- 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点
 - (1) 社会変化の視点－ICTの発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等
 - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点－学校を取り巻く多種多様な課題への対応、多忙化への配慮等
 - (3) 家庭・地域との連携・協働の視点－保護者、地域住民との連携等
 - (4) 各教員等の成長の視点－教職生涯を通じた継続的な職能開発等
 - (5) 学校組織の改善の視点－多様な専門性を持つ人材との連携・分担等 = チーム学校

公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 学校種・教員等の職等の範囲
 - (1) 学校種等の範囲－公立の小学校、中学校、義務教育諸学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園
 - (2) 教員等の範囲－校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(常勤の者及び地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をしめる者)等
- 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
 - (1) 全ての学校種毎に個別の指標の策定を要するものでなく、複数の学校種・職について共通の指標を策定することが可能
 - (2) 様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について、複数の指標策定も可能
 - (3) 新採用教員に対して任命権者が求める資質を第1の段階(＝大学における教員養成の目標)として設ける
- 指標の内容を定める際の観点
 - (1) 教職を担うにあたり必要となる素養に関する事項(倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む)
 - (2) 教育課程の編制、教育又は保育の方法及び技術に関する事項(学校の特色を生かしたカリキュラムマネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む)
 - (3) 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
 - (4) 幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項(いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルについての理解に関する事項を含む)
 - (5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項(障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む)
 - (6) 学校運営に関する事項(学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む)
 - (7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項(若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む)

その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

- 指標の策定に当たって必要とされる手続き → 協議会の活用、情報公開等
- 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等
 - (1) 推進体制－指標策定後、幅広い関係者の協力を得ながら教員等の資質向上を推進する体制を整備
 - (2) 指標の改善及び更新－指標については様々な状況の変化に応じて不断の見直しや改善を図る。
 - (3) 他の計画等との関係－地教行法第1条の3に規定する大綱や教育委員会が策定する基本的な計画等との整合性を図ることが必要